

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0 移行の お知らせ

2020年11月9日
一般財団法人 建設業振興基金
情報化評議会

日頃より、CI-NET を利用した電子商取引を活用いただき、誠にありがとうございます。
情報化評議会では、電子商取引のルールとして「CI-NET LiteS(シーアイネット ライツ)実装規約」を定め、皆さまに利用いただいております。

このたび、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)の導入、法定福利費の明示等の社会情勢への対応を契機に、利便性向上を目指して下記のとおり規約の改訂を行うこととなり、次期実装規約(Ver.2.2 ad.0)への移行は2023年4月運用開始(予定)となりますことをお知らせいたします。

つきましては、皆さまには対応等の準備をいただくこととなります。現在のご利用状況により必要な対応は各社様により異なると考えられますが、どうかよろしく願いいたします。

なお、次期実装規約によるCI-NETの利用につきましては、本財団が管理しています『企業識別コード』および『CI-NET 電子証明書』は、そのまま継続して使用できます。

今後ともCI-NETの利便性向上、普及拡大に向け活動してまいりますので、引き続きご支援をよろしくお願いいたします。

記

1. 次期実装規約のバージョン

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0
(現行は、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.8)

2. 主な改訂ポイント

- ・ 2023年10月から導入される適格請求書保存方式に対応した請求書様式、計算方式への変更
現行バージョン 2.1 ad.8 では適格請求書等保存方式に対応していないため、2023年10月以降、使用できないこととなります
- ・ 現行の実装規約に対する法的要件や利便性向上のためのデータ項目の新設・変更等

3. 対象業務

現在、利用されている全てのCI-NET LiteS 実装規約のメッセージが対象

4. 移行時期

次期実装規約は、2023年4月から運用開始(予定)

5. 参考資料

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0 移行のお知らせ(2020年10月9日 CI-NET ホームページ掲載)

以上

□ 本件に関するお問い合わせ先

一般財団法人 建設業振興基金 経営基盤整備支援センター 情報化推進室
竹中、帆足 TEL 03-5473-4573 E-Mail ci-net@kensetsu-kikin.or.jp